

移動図書館の夏季巡回中止について(報告)

市立図書館では、図書館が近くでない方に図書館サービスを提供するため、移動図書館車を設置しています。(運行については指定管理者に委託しており、新習志野図書館が行っている。)

移動図書館は、市内18カ所の屋外のステーションを火曜日から土曜日までの間、各ステーションにつき2週間に1回、決まった時間(主に午後2時から3時を中心)に巡回しています。

近年、猛暑日が続き、移動図書館の利用者やスタッフの熱中症の危険性が高まっていることから、令和6年度は巡回を継続しつつ、利用者に夏季の利用を控えていただくため、貸出期間の延長、予約資料の取置期間の延長、巡回時間の短縮、一時的な巡回中止(令和6年8月9日～8月22日)等の取り組みを行いました。

しかしながら、貸出人数はわずかな減少にとどまり、熱中症警戒アラートが発令された場合でも、利用状況に特に変化は見られませんでした。

利用する日や時間帯が決まっている移動図書館の特性から、巡回すれば利用が継続することから、今年度は下記のとおり、7月と8月の巡回を中止することといたしました。

記

1. 巡回中止期間

令和7年7月1日(火)から8月31日(日)まで(移動図書館の巡回中止日数43日)

2. 巡回中止に伴う利用者への対応

① 貸出期間の延長

通常の移動図書館の資料の貸出期間は次の巡回日まで(基本的に2週間)ですが、各巡回ステーションごとに、6月中の最終巡回日から9月中の巡回再開日まで貸出期間を延長します。

② 予約資料の提供時期の変更または受取り図書館の変更

巡回中止期間中に用意ができた予約資料については、個々の利用者のご希望を伺い、巡回再開後に提供か、市立図書館での受取かに変更します。

3. 巡回中止に関する利用者への周知

① 6月3日(火)より利用者への周知開始

市立図書館ホームページにお知らせ掲載

移動図書館車へお知らせ掲示、移動図書館利用者へお知らせ配布

ステーションの管理者への通知

② 広報習志野6月15日号、7月1日号及び8月1日号にお知らせを掲載

令和7年度第1回習志野市社会教育委員会議資料
中央図書館 報告(2)

